

宅急便 パクト約款

府運陸交第一四二号認可年月日平成三十一年三月二十八日

人が集合住宅等に居住する場合はその管理人を含む。の承諾を得て、その隣人に荷受けへの荷物の引渡しを委託することができます。この場合にお

人が集合住宅等に居住する場合はその管理人を含む。」の承諾を得て、その隣人に荷受人の荷物を引渡しを委託することがあります。この場合においては、当店はそれを使用して荷受人に對する荷物の引渡しとすることになります。この場合、当店は不在連絡票に宅配ボックスで荷物を入れた旨の記載、又は「配達のお知らせ」等を貼付して通知します。

4 当店は、荷受人より当店が定める方法により依頼された場合には、荷物の引渡し日時及び配達先を変更して引き渡すことがあります。ただし、荷物の外装もしくは送り状の見やすいところに、転送等を要しない旨を明瞭に記載した荷物についてはこの限りではありません。

(引渡しができない荷物の措置)

第十三条 当店は、荷受人を確知することができないとき、又は荷受人が荷物の受け取りを拒んだときは、若しくは他の理由によりこれを受け取ることのできないときは、遅滞なく荷受人に對し、相当の期間を定め荷物の処分につき指図を求めます。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行つた処分に要した費用は荷受人の負担とします。

(引渡しができない荷物の処分)

第十四条 当店は、相違の期間内に前条第一項に規定する指図がないときは、荷受人に對し予告した上で、その指図を求めた日から三月経過した日まで荷物を保管した後、公正な第三者を立ち会わせてその売却、他の処分をすることができます。

2 前項に規定する指図の請求及びその指図に従つて行つた処分に要した費用は荷受人の負担とします。

(指図)

第十五条 荷送人は、当店に対し、荷物の運送の中止、返送、転送その他の処分につき指図をすることができます。

2 前項に規定する荷送人の権利は、荷受人に荷物を引き渡したときは、行使することができません。

2 当店は、荷物に著しい損傷を発見したとき、又は荷物の引渡しが荷物引渡予定期若しくはお届けとができます。

2 前項に規定する指図に従つて行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

(指図に応じない場合)

第十六条 当店は、運送上の支障が生ずるおそれがあると認める場合には、荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当店は、第一項の規定により処分したときは、希望日より著しく遅延すると判断したときは、遅滞なくその旨を荷送人に對して通知します。

3 当店は、第一項の規定により処分したときは、そのままがいいときは、又は当店の定めた期間内に指図ができないときは、荷送人の指図に応じないことがあります。

2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(指図に応じない場合)

第十七条 当店は、荷物の滅失を発見したときは、荷送なくその旨を荷送人に通知します。

2 当店は、荷物に著しい損傷を発見したときは、又は荷物の引渡しが荷物引渡予定期若しくはお届けとができます。

2 前項に規定する指図に従つて行う処分に要する費用は、荷送人の負担とします。

2 当店は、前項の規定により指図に応じないときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故の際の処置)

第十八条 当店は、荷物が第六条第一項第七号アに該当するものであることを運送中に知つたときは、荷物の取卸しその他の運送上の損害を防止するための処分をします。

2 前項に規定する処分に要した費用は、荷送人の負担とします。

3 当店は、第一項の規定による処分をしたときは、遅滞なくその旨を荷送人に通知します。

(事故証明書の発行)

第十九条 当店は、荷物の滅失に關し証明の請求があつたときは、荷物引渡予定期又はお届け希望日から一年以内に限り、事故証明書を発行します。

2 当店は、荷物の損傷又は遅延が荷送人の責任によつたときは、荷物の性質若しくは欠陥によるときは荷送人の負担とし、その他のときは当店の負担とします。

(危険品等の処分)

第二十条 荷物の滅失又は損傷についての当店の責任は、荷物を荷送人から受け取った時に始まります。

(責任と拳証)

第六章 責任

第二十一条 当店は、荷物の受取から引渡しまでの間にその荷物が滅失し若しくは損傷し、若しくはその滅失若しくは損傷の原因が生じ、又は荷物が遅延したときは、これによつて生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当店が、自己又は

使用者その他運送のために使用した者が、荷物の受取、運送・保管及び引渡しについて注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではあ

(使用者の責任) 第二十二条 当店は、次の事由による荷物の滅失、損傷又は遅延の損害について注意を怠らなかつたことを証明したときは、この限りではありません。
一 荷物の欠陥、自然の消耗
二 荷物の性質による発火、爆発、むれ、かび、腐敗、変色、さびその他のこれに類似する事
三 同盟罷業若しくは同盟怠業、社会的騒擾その他の事変又は強盗
四 不可抗力による火災
五 予見できない異常な交通障害
六 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、地すべり、山崩れその他の天災
七 法令又は公権力の発動による運送の差止め、開封、没収、差押え又は第三者への引渡し
八 荷送人が記載すべき送り状の記載事項の記載過誤その他荷送人又は荷受人の故意又は過失
(引受制限荷物等に関する特則) 第二十三条 第六条第一項第五号に該当する荷物については、当店は、運送によつて損傷した専用資材について、損害賠償又は代替品の無償提供の責任を負いません。
当店は、運送によつて損傷した専用資材について、損害賠償又は代替品の無償提供の責任を負いません。
(責任の特別消滅事由) 第二十四条 荷物の損傷についての当店の責任は、荷物を引き渡した日から十四日以内に通知を發しない限り消滅します。
前項の規定は、当店がその損害を知つて荷物を引き渡した場合には適用しません。
(損害賠償の額) 第二十一条 当店は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額の範囲内で賠償します。
前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかわらず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。
当店は、荷物の損傷による損害については、荷物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
二 当店は、荷物の価格（発送地における荷物の価格をいう。以下同じ。）を送り状に記載された責任限度額（以下「限度額」という。）の範囲内で賠償します。
前二項の規定による損害については、荷物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
三 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかわらず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。
四 当店は、荷物の滅失による損害については、荷物の価格を基準として損傷の程度に応じ限度額の範囲内で賠償します。
前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかわらず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。
五 荷物の滅失又は損傷による損害及び遅延による損害が同時に生じたときは、当店は、第一項、第二項又は第三項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかわらず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。
六 前二項の規定に基づき賠償することとした場合、荷送人又は荷受人に著しい損害が生ずることが明白であると認められるときは、前二項の規定にかわらず、当店は限度額の範囲内で損害を賠償します。
(連絡運輸又は利用運送の際の責任) 第二十八条 当店が他の運送機関と連絡して、又は他の貨物運送事業者の行う運送若しくは他の運送機関を利用して運送を行う場合においても、運送上の責任は、この約款により当店が負います。
(荷送人の賠償責任) 第二十九条 当店に与えた損害には、荷物の欠陥又は性質によりわなければなりません。ただし、荷送人が過失なくしてその欠陥若しくは性質を知らなかつたとき、又は当店がこれを知つていたときは、この限りであります。